

燃え広がらないまちの実現に向けた検討をさらに進めます

アンケートやワークショップで皆さまから頂いたご意見



古い建物が密集している場所があるので、火災時の燃え広がりが心配だ

防火規制を導入して、地域全体を燃えにくくなるように誘導してほしい



古い住宅の解体費用助成

老朽木造住宅の更新を促し、地域の不燃性を向上させるため、住宅の解体費用を助成します。



助成金額 (拡充しました) 除却工事費用の **3分の2** かつ **130万円以下**



※このほか、面積による限度額もあります。

新たな防火規制の導入の検討

新たな防火規制を導入すると、地区内で建築する場合に一定以上の耐火性が求められるようになり、建物の更新に応じて、地域全体の不燃性が向上します。



老朽木造住宅の更新と新たな防火規制の導入を組み合わせることで「燃え広がらないまち」の実現を目指します。

建て替えに応じて、徐々に燃えにくい建物が増え、地域全体が燃えにくいまちになっていくってことね。



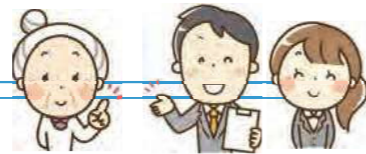
時間はかかるけど、地域全体の安全性を高めていく効果が期待できるわ。

令和3年度の取り組み内容

閉そく防止路線、狭あい拡幅促進路線への個別訪問

新たな防火規制の導入を検討
古い住宅の解体費用助成に関する個別訪問

防災まちづくりに関する情報発信、防災啓発イベントの開催



逃げ遅れないまちへ

燃え広がらないまちへ

地域の防災意識を高める

お問い合わせ先

練馬区 都市整備部 防災まちづくり課 防災まちづくり担当係 (本庁舎 15階)

〒176-8501 練馬区豊玉北6丁目12番1号

電話：03-5984-1303 FAX：03-5984-1225 E-mail：BOUMACHI@city.nerima.tokyo.jp

※このお知らせは、防災まちづくり推進地区内にお住いのみなさまに配付するほか、土地・建物の所有者様に郵送（登記簿上の住所）させていただいております。地区内で、お住いの住戸の所有者様が別にいらっしゃる場合、お知らせが届いていない可能性があるため（登記簿上の住所以外にお住まいの場合等）、お手数ですが所有者様にもお知らせくださいますようお願いいたします。



「防災まちづくり事業」のホームページはこちら

防災まちづくりニュース

第4号
田柄地区版
令和3年(2021年)5月発行

「防災まちづくりニュース」は、地域の防災性向上に関する取組みの情報を地域の皆さまにお知らせするため、令和2年度から発行しています。

「逃げ遅れないまち」の実現に向けて地域の主要な避難路の改善に取り組みます

練馬区では、昨年度から、田柄地区において防災まちづくり事業に取り組んでいます。この間、オープンハウス、アンケート、ワークショップ等を通じて、たくさんのご意見をお寄せいただきました。こうした取り組みを通じて把握した地域の情報や皆さまからのご意見を踏まえ、このたび、**地域の主要な避難路**を把握し、**改善に取り組む路線**を選定しました。

今後は、区の職員がこれらの避難路に面するお宅を個別に訪問し、ブロック塀等の撤去、狭あい道路の拡幅などの必要性や助成制度の活用方法について、ご説明させていただきます。

これまでの取り組み

防災まちづくり事業のお知らせ

パンフレットやニュース、オープンハウス等 (令和2年4月~8月)



想定避難路の把握

アンケートやワークショップ(第1回) (令和2年10月~12月)



路線案の検討

ワークショップ(第2回) (令和3年2月~3月)



ワークショップ(第2回)の結果について

防災まちづくりワークショップ(第2回)は2月に開催する予定でしたが、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、会合形式での開催に代えて、資料を送付した上で、電話やアンケートを通じて参加者のご意見を募る形をとりました。

ワークショップの内容

テーマ1 逃げ遅れないまちへ
テーマ2 燃え広がらないまちへ
その他 防災関連の情報発信 など

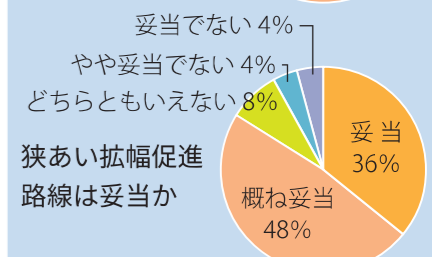
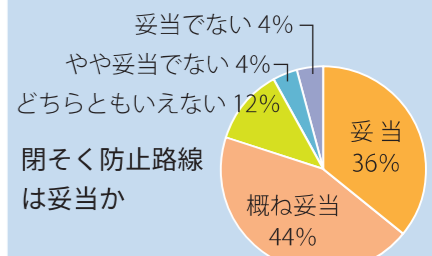
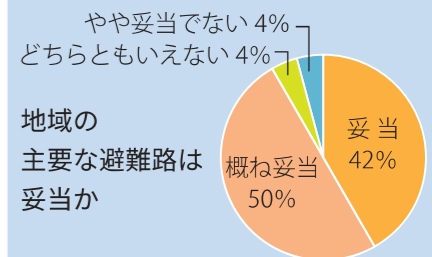
日ごろから地域の防災活動にかかわるなど、住民同士の関係作りが大事

地域の避難路を改善する取り組みが必要だ

一人一人が自分事として防災を考えていくことが重要だと思う



ワークショップで実施したアンケートの結果



地域の主要な避難路と改善が必要な路線は中面をご覧ください

地域の主要な避難路の改善に向けた取り組みを進めます!!

皆さまからのご意見を踏まえて検討した「地域の主要な避難路」と、地域の主要な避難路の中から選定した「改善が必要な路線」です。



凡例と路線選定の視点

- 地域の主要な避難路**
 - 防災まちづくりアンケートやワークショップを通じて把握した皆さまの想定避難路であること
 - 地区内の主要な道路であること
 - 地域内のバランス、避難路としての連続性、道路の現況等を考慮
- 改善が必要な路線**
 - 閉そく防止路線**
 - ブロック塀の倒壊等により塞がる懸念がある路線（幅員6m未満等）
 - 狭あい幅促進路線**
 - 狭あい道路の拡幅が必要な路線（幅員4m未満）
 - 見通し、空間の確保状況を考慮

今後も皆さまのご意見をお伺いしながら、地域の避難路の確保とその改善の取り組みについて検討してまいります。



避難路の改善に向けた今後の流れ

① 区の職員がご説明に伺います

区の職員が避難路に面するお宅を訪問し、ブロック塀等の撤去や狭あい道路の拡幅について、その必要性や助成制度等をご説明します。



② 申請のためのサポートを行います

ブロック塀等の撤去や狭あい道路の拡幅をする場合は、申請方法などについて、事前に区にご相談下さい。

※ 助成要件等の詳細については、区の職員にお尋ねください。

③ 交付申請

助成を受けるためには、契約前に申請を行い、交付決定を受ける必要があります。

④ 工事の実施

撤去工事は、所有者の皆さまが（工事業者等と契約して）工事を実施します。道路拡幅に伴う舗装工事等は、区が実施します。



⑤ 工事費の一部を助成金として交付します



閉そく防止路線では

閉そく防止路線沿道では、危険なブロック塀等の撤去を促進するため、通常よりも増額した助成金を交付します。

通常の助成金額：8,000円/m
閉そく防止路線沿道：17,000円/m

狭あい幅促進路線では

狭あい幅促進路線では、狭あい道路（公道）の拡幅を促進するため、土地の寄付に対して奨励金を交付します。

奨励金額：後退用地の寄付面積 × 相続税路線価 × 0.1
20万円上限